

ヒ ✓

(その1)



收支報告書

令和 5 年分
(令和 年 月 日開催分)

政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|--------------------|
| <input type="checkbox"/> 政 党 | □ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| <input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部 | の規定による政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体 | レその他の政治団体 |
| | □ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 | レ同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|--------------|

資金管理団体の指定の有無

- 有

レ無

公職の種類 _____

資金管理団体 _____

の届出をし
た

者 の 氏 名 _____

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

- 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の 氏 名 _____

公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

(ふりがな)

1 政治団体の名称

かんどうまちづくりこうそうすいしんきょううぎかい
感動まちづくり構想推進協議会

2 主たる事務所の所在地

大分県別府市餅ヶ浜町1番20号

瑞木ビル603号

3 代表者の氏名

瑞木一博

4 会計責任者の氏名

濱田雅弘

事務担当者の氏名

濱田佐知子

電話

0977-85-8682

電話

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収入総額	十億	4	百万	1	2	3	千	5	1	7	0
(前年からの繰越額)				2	0	7	5	5	0	6	1
(本年の収入額)				2	0	4	8	0	1	0	9
支出総額				2	0	2	8	4	4	7	9
翌年への繰越額				2	0	9	5	0	6	9	1

(注)・「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認のうえ記載してください。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	金額	十億	4	百万	1	2	3	千	5	1	7	0
員数												0

(注)・「員数」は党費又は会費を納入した実人員を記載してください。

(2) 寄附	金額	備考
ア 寄附(イを除く。)の区分		
(ア) 個人からの寄附	十億 4 百万 1 千 5 円 0	
(うち特定寄附)		0
(イ) 法人その他の団体からの寄附		0
(ウ) 政治団体からの寄附		0
小計 (ア) + (イ) + (ウ)		0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		0
イ 政党匿名寄附		0
合計 (ア + イ)		0

(注)・「(うち特定寄附)」は「個人からの寄附」の内書を記載してください。

・「(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)」は「小計」の内書を記載してください。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入												
事業の種類	金額										備考	
		十億			百万	4	9	千	5	0	円 0	
第24回長野やすひろモーニングセミナー (政治資金パーティー開催事業)					2	4	9	5	0	0	円 0	5年2月27日 別府市ホテルサンパリーアネックス エメラルドホール
第25回長野やすひろモーニングセミナー (政治資金パーティー開催事業)					6	6	4	0	0	0	円 0	5年6月28日 別府市ホテルサンパリーアネックス エメラルドホール
第26回長野やすひろモーニングセミナー (政治資金パーティー開催事業)					6	8	7	0	0	0	円 0	5年10月12日 別府市ホテルサンパリーアネックス エメラルドホール
第27回長野やすひろモーニングセミナー (政治資金パーティー開催事業)					4	4	7	5	0	0	円 0	未定
この頁の小計					2	0	4	8	0	0	円 0	
合計					2	0	4	8	0	0	円 0	

(その6)

(6) その他の収入

(注) ・1件当たりの金額が10万円以上のものについては、明細を記載してください。

・「摘要」欄には収入の基準となつた事實を「〇〇銀行預金利子」というように具体的に記載してください。

・「備考」欄には年月日を記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額									備考	
	十億	百万	千	円							
1 経常経費											
(1) 人件費		8	9	2	8	9	6	6			
(2) 光熱水費			5	3	0	6	6				
(3) 備品・消耗品費		7	3	4	1	8	4				
(4) 事務所費		4	7	8	5	9	7	9			
小計		1	4	5	0	2	1	9	5		
2 政治活動費											
(1) 組織活動費		5	3	0	6	9	3	2			
(2) 選挙関係費								0			
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		4	7	5	3	5	2				
ア 機関紙誌の発行事業費								0			
イ 宣伝事業費								0			
ウ 政治資金パーティー開催事業費		4	7	5	3	5	2				
エ その他の事業費								0			
(4) 調査研究費								0			
(5) 寄附・交付金								0			
(6) その他の経費											
小計		5	7	8	2	2	8	4			
合計		2	0	2	8	4	4	7	9		

(注) ・当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとに金額を「備考」欄に記載してください。

(その15)

(注) 1件当たり5万円以上の支出は、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その15)

(注)・1件当たり5万円以上の支出は、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その15)

(注)・1件当たり5万円以上の支出は、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その15)

(注)・1件当たり5万円以上の支出は、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その15)

(注)・1件当たり5万円以上の支出は、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その15)

(注)・1件当たり5万円以上の支出は、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その15)

(注)・1件当たり5万円以上の支出は、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	レ	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	レ	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	レ	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	レ	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	レ	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	レ	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	レ	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	レ	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	レ	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	レ	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	レ	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	レ	

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 28 日

政治団体の名称感動まちづくり構想推進協議会

会計責任者の氏名

濱田雅弘



()

（備考）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

（注）・解散する場合は（ ）内に代表者の記名押印又は署名が必要です。

・政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）は平成21年分以後の収支報告書について適用されます。